玉名市情報公開条例の一部改正（案）新旧対照表

改正後（案）	現行
（公文書の開示を請求できるもの） 第５条　何人も＿＿＿＿＿、実施機関に対し、公文書の開示＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を請求することができる。	（公文書の開示を請求できるもの） 第５条　次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。 (1)　本市の区域内に住所を有する者 (2)　本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)　本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4)　本市の区域内に存する学校に在学する者 (5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの
（公文書の任意的開示） 第２４条　実施機関は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、この条例が適用される公文書以外の公文書について開示の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。	（公文書の任意的開示） 第２４条　実施機関は、第５条に掲げるものから、この条例が適用される公文書以外の公文書について開示の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。
	２　実施機関は、第５条に掲げるもの以外のものから、公文書の開示の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。
２　第１６条の規定は、前項　の規定による公文書の開示について準用する。	３　第１６条の規定は、前２項の規定による公文書の開示について準用する。